

令和 8 年度社会福祉法人広川町社会福祉協議会事業計画

基本方針

令和 7 年 7 月 30 日に発生したカムチャツカ半島付近を震源とする地震では、本町にも津波警報が発令されました。デイサービス利用者を含む多くの町民が避難を余儀なくされたこの経験は、私たちに「災害への備え」が急務であることを改めて突きつけました。

また、長引く物価高騰は家計を圧迫し、民生金庫貸付の利用やフードバンクへの支援要請が急増するなど、生活困窮の深刻化が顕著となっています。

このような社会情勢を受け、広川町社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「共生社会」の実現に向け、以下の 6 つの重点事項を掲げて事業を展開してまいります。

【6 つの重点事項と具体的な取り組み】

1. 社会的孤立への対応と地域のつながり強化

希薄化する地域縁を再構築するため、小地域でのサロン活動や見守りネットワークを支援し、孤独死や孤立を防ぐ「顔の見える関係性」を深めます。

2. 相談支援・生活支援と権利擁護の充実

物価高騰により困窮する世帯に対し、生活福祉資金の貸付やフードバンク事業を迅速に提供するとともに、判断能力に不安がある方への日常生活自立支援事業を推進し、権利を守る体制を強化します。

3. 地域福祉を支える組織の基盤運営

ボランティアや民生委員・児童委員との連携を深め、地域福祉のプラットフォームとしての機能を強化します。持続可能な組織運営に向け、財源の確保と人材育成に努めます。

4. ケアマネージャー（居宅介護支援）による専門的支援の徹底

介護が必要な高齢者やその家族に対し、ケアマネージャーが寄り添い、複雑化する個別

の課題に対して最適な介護サービス計画を作成。多職種連携による質の高い相談業務を遂行します。

5. デイサービスにおけるきめ細やかなサービスの提供

利用者の心身の状態に合わせた個別ケアを徹底し、在宅生活の継続を支援します。レクリエーションや機能訓練を通じ、利用者の生きがい作りとご家族の介護負担軽減を図ります。

6. 災害に対する備えと防災力の向上

令和7年の教訓を風化させず、「自助・共助」を柱とした、災害に強いまちづくりを地域と共に進めます。また、有田管内において、発生した災害について、有田地方社会福祉協議会連絡協議会における協定により、相互支援を行います。

以上の6つの事項を重点的に取り組み、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、広川町社会福祉協議会では9つの事業を運営していきます。

1. 法人運営事業
2. 通所介護事業（広川町デイサービスセンター）
3. 居宅介護支援事業（広川町指定居宅介護支援事業所）
4. 地域福祉事業
5. 善意銀行事業
6. 貸付事業（生活福祉資金、民生金庫貸付金）
7. 共同募金配分金事業（赤い羽根共同募金）
8. 福祉サービス利用援助事業
9. 保健福祉センター管理運営事業

【基本理念】 誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして

広川町社会福祉協議会は、この基本理念の実現に向け、住民及び関係機関と緊密に協働し、地域全体でお互いに支え合う「地域共生社会」の仕組みづくりを推進します。地域社会の福祉課題に対応する中核組織として、町民の皆様をはじめ、自治会、福祉・保健・医療・教育関係者、行政機関など多様な主体との連携・協働により、住民が安心して暮らすことができる地域づくりを実現させます。

具体的な取り組みは、以下の3つの柱に基づき展開します。

1. 「地域力」の向上と福祉コミュニティの構築

住民一人ひとりが主体的に地域福祉に関わる体制を構築し、災害時にも機能する「支え合い」の地域力を高めます。

住民参加の促進：老人クラブ活動、福祉委員活動、ボランティア活動の活性化支援。

社会的孤立の防止：「にこにこサロン」等を通じた居場所づくり・見守り活動の推進。

生活支援の充実：配食サービス等による日常生活支援。

未来への備え：福祉教育の実施や「災害への備え」に関する啓発活動。

2. 生活困窮者への相談支援と自立支援対策の充実

物価高騰などの社会情勢の変化に対応し、経済的・社会的に困難を抱える方々が尊厳を保持し、自立した生活を送るための支援を強化します。

経済的支援：民生金庫貸付事業、生活福祉資金貸付事業の円滑な運用。

包括的相談体制：各種相談事業を通じた複合的課題への対応。

権利擁護の推進：福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の有効活用による、利用者支援と権利擁護の徹底。

3. 質の高い介護保険サービスの提供と地域連携の強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、提供する介護保険サービスの質的向上を図り、地域に根ざした事業運営を目指します。

サービス品質の向上：利用者様・ご家族様との信頼関係を深める個別ケアの充実。

地域密着の推進：事業所と地域との連携を強化し、地域資源を活用したサービス提供体制の構築。

1. 法人運営事業

社会福祉法第 109 条に規定される公益性の高い民間福祉団体として、その使命を実現するために、組織の強化と健全な運営を図っていきます。

- 理事会・評議員会の開催と監査の実施
- 補助金・受託金・介護報酬・寄付金等、財源の確保
- 役職員研修の実施
- 社協だよりと社協ホームページの充実（社協事業の周知）
- 福祉サービスに関する苦情への適切な対応

2. 通所介護事業（広川町デイサービスセンター）

広川町デイサービスセンターは、地域福祉の中核的存在としての意義と意識を持ち、お年寄りを大事にし、人間的なやさしさのあるきめ細やかな介護支援と援助に心がけ、社会的に信頼されるデイサービス事業を目指し、職員一丸となってその役割を果たします。

- 広川町デイサービスセンター（9:00～16:10 土・日・祝・年末年始休み）

サービスの内容

- (1)生活の指導

利用者に関わる様々な問題点、悩み事や相談などに職員が応じます。

(2) 日常動作

家庭での日常の行動がスムーズにできるよう訓練を行います。

(3) 健康チェック

看護師による一般健康管理、利用者の健康維持・増進を図ります。

(4) レクリエーション

趣味活動・健康体操・ゲーム・カラオケ等を通じ、やすらぎとふれあいをもたらし生きる喜びづくりを高めます。

(5) 送迎

利用者のご自宅と施設間を送迎致します。

(6) 入浴

安全で快適な入浴をサポートします。

(7) 食事

利用者の状況を考慮した献立メニューを提供します。

一日のながれ

8:30 送迎車によるお迎え

9:00 センター到着 健康チェック、健康体操、お茶の時間

9:45 入浴 休憩

10:30 機能訓練（器具を使った運動等）

12:00 昼食 休養 自由時間

14:00 レクリエーション（趣味活動・健康体操・ゲームなど）

15:00 おやつ 休養 自由時間

16:10 送迎車により帰宅

3. 居宅介護支援事業（広川町指定居宅介護支援事業所）

○広川町指定居宅介護支援事業所（8:30～17:15 土・日・祝・年末年始休み）

社協の特色を生かし、親切、丁寧にご利用者や家族の方々に接し、利用者にとって必要な介護プランを作成していきます。また、医療機関をはじめ、他の介護保険事業所との連携も強化し、安定したサービスを提供できるよう努めます。

4. 地域福祉事業

子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、以下の活動を実施します。

○社協会費の募集（9月～12月）

- ・個人会費 1口 200円
- ・団体会費 1口 3,000円

○広川町老人クラブ連合会事務局の運営

- ・役員会、総会、研修会の実施
- ・各地区老人クラブ活動の推進

○広川町福祉委員会事務局の運営

- ・役員会、総会、研修会の実施
- ・愛の日バザーの実施（11月）
- ・友愛訪問の実施（1月）

○広川町ボランティア連絡協議会事務局の運営

- ・役員会、総会、研修会の実施
- ・古紙回収ボランティア（毎月15日 広地区のみ）
- ・配食ボランティア（毎週木曜日 祝祭日及び年末年始除く）

- 老人福祉大会の実施（9月）
- 老人スポーツ大会の実施（10月）
- 心配ごと相談
- にこにこサロン
- 健康ウォーキング
- 体力測定会
- 車いす無料貸出
- ボランティア活動
 - ・ボランティア活動保険の加入（通年）
 - ・ボランティア体験（8月）
 - ・ボランティア学習（8月）
- 認知症サポーター養成講座（町内小中学校・町内各団体等）
- 災害ボランティアセンター（災害に対する備え）
- 福祉団体へ助成金（広川町身体障害者福祉協議会、広川町母子福祉連合会、広川町福祉委員会、広川町老人クラブ連合会、にこにこサロン、広川町ボランティア連絡協議会、耐久生涯大学等）
- 配食サービス受託事業（毎週木曜日 1回200円）
- 生活支援コーディネーター受託事業（町民相互の助け合いの仕組みづくり）
- フードバンクを活用した生活支援
- 福祉車輛・車輛の貸出

5. 善意銀行事業

町民の皆様から、善意のご寄付を受付、広川町の地域福祉のため有益に役立た

せていただきます。

○使途とその事業の周知

- ・老人福祉大会事業
- ・老人スポーツ大会事業
- ・老人健康講座事業（耐久生涯大学）
- ・にこにこサロン事業
- ・ボランティア事業
- ・配食弁当事業
- ・貸付事業（民生金庫貸付事業）
- ・各種団体助成事業

○お礼のはがき作成

○地域福祉基盤充実のため基金への積立

6. 貸付事業（生活福祉資金、民生金庫貸付金）

低所得者、高齢者、障害者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするため、資金の貸し付けを行います。

○民生金庫貸付事業

広川町在住の低所得者等の方に対して、生活上緊急に資金を必要とする場合に、5万円を限度額として一時的に資金をお貸しします。（無利子・保証人必要）

○生活福祉資金貸付事業（和歌山県社会福祉協議会委託事業）

本貸付制度は、和歌山県社会福祉協議会を主体として、本会が窓口となり実施しています。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等、それぞれの世帯状況と必要に合わせた資金の貸付を行います。

7. 共同募金配分金事業（赤い羽根共同募金）

赤い羽根共同募金活動を行い、地域配分金として配分を受け、地域の福祉活動を推進します。

- 区長さんを通じた地域ぐるみで世帯への共同募金活動（10月～12月）
- 学校・事業所への共同募金活動（10月～12月）
- 配分金の適切な運用

8. 福祉サービス利用援助事業

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、認知症など、判断能力が不十分な方々が、地域で安心して生活できるように、関係機関との連携を図り、援助を行います。

- 福祉サービスの相談、手続き
- 日常的金銭サービス
- 書類などの預かりサービス
- 届け出などの行政手続き
- 権利擁護事業に携わる関係者の連携会議の開催

9. 保健福祉センター管理運営事業

広川町保健福祉センターを適正かつ円滑に管理・運営していきます。

- 施設管理業務の手続き
- 施設の管理・修繕・清掃
- 施設の貸出

10. 組織体制の強化と役割の確立

社会福祉協議会としての専門性と組織特性を最大限に発揮し、地域の社会福祉関係者、住民、ボランティアが一体となる「協働体制」の中核を担います。地域福祉を推進する「要（かなめ）」としての役割を確立し、地域課題の解決に向けた仕組みづくりに邁進します。

また、社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する福祉課題や住民ニーズを的確に捉え、本会として「今、何ができるのか」「何をすべきなのか」を常に自問自答し、柔軟かつ迅速に事業を展開します。町民の皆様の信頼に応え、誰もが安心して暮らせる地域社会を支えるため、組織一丸となって取り組んでまいります。